



たすけあいセンター

ジュントス

JUNTOS! 通信

JUNTOSは
ポルトガル語で
“いっしょに”
日本語版

2015.10.14 発行 No.14



みんなで共に助け合おう!
地域復興のための拠点「JUNTOS」

生活再建や地域復興に向けて、片付け機材の貸出・困りごとの相談・常設型の地域交流スペースを運営中!

～ どの国の人も気持ちは一緒だよ～



特集 ～ JUNTOSが収集・編集した情報をお届けします～

水害から1ヶ月ー常総市水害対応NPO連絡会議から要望書提出 ほか



常総市・高杉市長と意見交換

水害から1ヶ月が経過した10月10日、常総市内で避難所の支援や被災された方への対応を通じてみえた課題などを要望書にとりまとめて、常総市に対して提出しました。さっそく10月11日、高杉市長がJUNTOS事務所にお越しになり、意見交換を実施しました。

市長には避難所だけではなく、在宅避難を余儀なくされている方への支援の必要性もお伝えし対応をお願いしました。

北水海道駅前で花壇の整備

10月10日、待ちに待った常総線全線運行再開の日を迎えました。この日に合わせて住民のみなさんが北水海道駅前広場の花壇の整備に取り組みされました。ボランティアもお手伝いしましたが、徐々にコミュニティの活動が再開され始めています!



炊き出しでお肉を堪能!

10月10日、北水海道駅前では、炊き出しと、ブラジルの方によるシュラスコの振る舞いがありました。高速道路の通行止めで業者さんが遅れるというトラブルもありましたが、「佐野プレミアムイタリアン」提供のお肉を堪能しました(^^)





トピックス ～ 最新の生活情報をお届けします～

自動車に関するお知らせ

【1】被災した自家用車の買い換えの際は、自動車取得税が全額免除されます

被災から6カ月以内に50万円以上の自動車を購入する対象。手続きには、水没し廃車した車の抹消手続きをしたことがわかる書類と被災証明、新たに購入した車の車検証などが必要。申請は新たな車を購入してから30日以内、受付は土浦またはつくばナンバーの場合は土浦県税事務所、水戸ナンバーは水戸県税事務所へ。

【2】廃車した車の抹消手続きは終わりましたか？

水没などにより使えなくなった車を廃車にする場合は、車のナンバーを取り消す抹消手続きが必要です。車を買ったお店や保険会社に廃車の手続きを頼んだ場合は、その会社から登録抹消の証明書もらいます。抹消手続きが終わっていないと自動車税などが来年もかかります。車はなくなったけれど抹消手続きが終わっていない場合は、自分で運輸支局などに行って抹消手続きをします。つくば、土浦ナンバーの場合は土浦運輸支局です。

手続きの際に基本的なものとして、印鑑、車検証と車のナンバープレート2枚が必要です。車検証とナンバープレートがない場合は、理由書を提出します。市役所でこの手続きに関する相談が行われています。

抹消手続きについては、ケースによって手続きや必要な物が異なるので、事前に電話で確認を。ただし外国語での対応は難しいとのこと。問い合わせ先は050-3816-3106です。

【3】抹消手続きをすると自動車の重量税、自動車税が還付されます

車の車検が1ヶ月以上残っている場合は、手続きをすると重量税の還付が受けられます。また、毎年払う自動車税は、例えば10月に抹消手続きを行った場合、11月から3月までの5か月分が還付されます。ただし、軽自動車の場合は、還付はありません。

還付金を受け取るには銀行口座が必要です。還付に関するお知らせを確実に受け取るためにも、引っ越しをした場合は郵便局に住居移転の手続きをお忘れなく。

活動報告 ～JUNTOSの活動にご参加くださった方々の様子や感想など～

「Radio Juntos」が放送中です！

災害FM(89.2MHz)の中で、たすけあいセンターJUNTOSが編集した多言語情報「Radio Juntos」が放送されています。

JUNTOSからお知らせ

各種資機材をお貸ししています！

ご近所に片付けが進んでいないご家庭などがございましたら、ぜひご紹介してみてください。

【10月14日時点で貸出可能な機材等】

軽トラック、台車、高圧洗浄機、一輪車(ねこぐるま)、大型そうじ機など
ボランティアのコーディネートもしています。お気軽にお問い合わせください。

発行:たすけあいセンター「JUNTOS」

(運営:認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ)

☎ 090-6568-9930(代表) / OPEN・受付時間 10:00~16:30

常総市水海道森下町4346-3 常総線「北水海道駅」 県道357号線「ココス」様近く